

公告 第56号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等との協議が行われたので、同項の規定により公表する。

令和3年3月31日

野沢温泉村長 富井 俊雄

記

1 協議の場を設ける区域の範囲

豊郷、坪山、前坂、重地原、平林、虫生、七ヶ巻、東大滝、明石集落

2 協議の結果を取りまとめた日

令和3年2月24日

3 村内における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体の数

法人 3経営体

個人 10経営体

4 3の結果として、当村の担い手の数が十分であるか

十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を締結しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 地域農業の将来のあり方

- ・当地域の水田の多くは、基盤整備されており必要な水利が確保されている。今後は、高齢化等で新たな農地の出し手の増加が見込まれることから、担い手への集積・集約化を推進する。
- ・積極的に農業に携わりたい農業者を支援し、新規就農者の掘り起こしを行う。
- ・農地中間管理機構の活用を検討し、水稻、畑作など、担い手に対する農地の集積・集約化を協議していく。
- ・特に山間地の遊休農地化への対応協議を行う。
- ・耕作放棄地対策として、野沢温泉村が取組む6次産業化推進事業に関係する大豆の作付面積の拡大などの有効利用を検討する。また、6次産業化推進事業による雇用の創出を行う。

- ・ 集落内の農業用施設の維持管理等について今後起こりえる諸問題への対応。農作業の省力化について研究を進める。
- ・ 野生鳥獣害被害防止対策をより効果的にするための研究を進める。
- ・ ワイン特区認定による取組実施者に対して、農地利用の推進を促す。